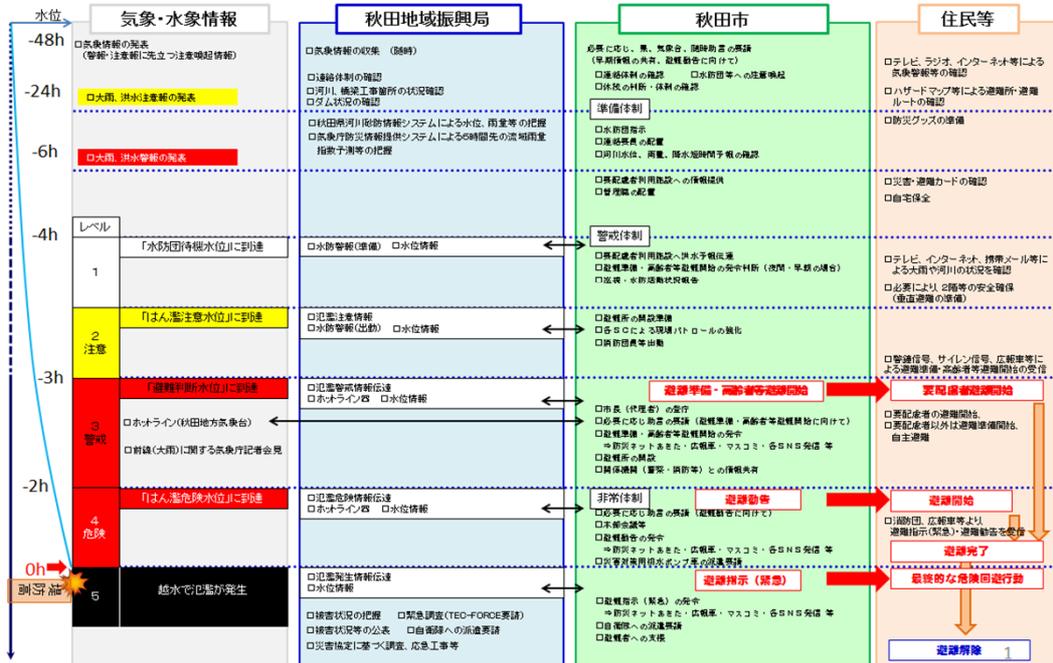


1 タイムラインについて

・平成29年度末の第2回減災対策協議会以降、運用開始。

沿川市町村の避難勧告の発令等に着目した タイムライン(防災行動計画)

※避難勧告等に関するガイドライン(内閣府:平成29年1月)、タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針(国土交通省:平成28年8月)を参考に作成。
※豪雨に対応したものである。時間と対応項目は「想定」で記載。状況変化に応じた臨機応変の行動が必要。



・パターン1の例 河川によって、対応に大きな違いはないことから、同一市町村の他の水位周知河川にも適用。

2 県内各地域のタイムライン(避難勧告等の判断の目安に着目した分類)

●パターン1 水位周知河川

水位周知河川 30河川

- ・避難勧告等の発令の目安となる避難判断水位、氾濫危険水位が定められており、これら水位到達時を避難勧告等の目安としたタイムライン

●パターン2 非水位周知河川(日降水量等)

非水位周知河川 312河川

- ・避難判断水位、氾濫危険水位が定められておらず、日降水量、日最大1時間降水量、その他独自の水位などを避難勧告等の目安としたタイムライン

- パターン3 非水位周知河川(流域雨量指数)**
- ・内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」を参考にして定めたタイムラインで、昨年7月以降気象台から提供されている流域雨量指数等に基づき避難勧告等の目安を定めたタイムライン

例) 流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合は避難勧告の目安とする。

非水位周知河川における避難勧告等の判断の目安が異なる
新たに設置する危機管理型水位計活用し、より効果的な目安を検討